

(別紙)

令和 7 年度大阪府私立高等学校等教育振興補助金の各事業概要及び補助要件について

(1) 共通事項

(補助要件)

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの取組に係る経費であること。

(2) ICT 教育環境の整備推進事業

情報通信技術活用支援員の配置、ICT を活用した教育環境の構築

(補助要件)

次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①情報通信技術活用支援員の配置の場合は、原則として、授業が行われる期間に毎週 1 回以上の活用実績があること。
- ②ICT を活用した教育環境の構築の場合は、次のうち 2 つ以上取り組むこと。
 - ・児童生徒が授業で使用する、ICT 教育設備の保守・管理の外部委託または ICT 教育設備のリース契約（1 人 1 台端末の整備を除く）
 - ・フィルタリングソフトや MDM（Mobile Device Management）等の管理ツールの導入
 - ・校務支援システムの導入
 - ・申請のあった学校に在籍する全ての教職員（休業中の者を除く）の半数以上を対象とした ICT リテラシー研修等の実施（年 2 回以上開催）
- ③児童生徒 1 人 1 台端末の整備を目的とした端末のリース契約

(3) 教育相談体制の整備事業

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用
不登校の生徒等の教育機会についての支援 等

(補助要件)

次のいずれの要件も満たすこと。

- ①有資格者（公認心理師、臨床心理士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士など）を活用した取組であること。
- ②契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月 2 回以上の活用実績があること。

(別紙)

(4) 特別支援教育に係る活動の充実事業

専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講

特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポート

特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用 等

(補助要件)

取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすこと。

ただし、幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校の取組は除く。

①助言や研修の場合は、原則として、申請のあった学校に在籍する全ての教職員（休業中の者を除く）を対象に年2回以上の取組があること。

②支援体制の構築の場合は、契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月1回以上の活用実績があること。

③教材等の活用の場合は、原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の取組があること。